

豊見城市指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

令和 8 年 6 月 18 日上下水道部長決裁

(趣旨)

第 1 条 豊見城市は、市民への安全・安心な給水の確保の実現に向けて豊見城市からの速やかな情報提供を図るため、豊見城市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)を対象に研修を実施するものとする。

(研修対象者)

第 2 条 研修は、指定の更新(5 年ごとの更新手続き)を行う指定工事事業者を対象とし、参加者はこの研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者とする。

(研修通知)

第 3 条 豊見城市は、指定の更新申請に関する案内と研修に関する案内を併せて指定工事事業者に通知するものとする。

(研修方法)

第 4 条 指定工事事業者は、次の手順で研修を受講するものとする。

- (1) 豊見城市上下水道部ホームページ上で指定された研修資料を印刷する。
- (2) 研修資料を熟読し、内容を確認したうえで所定のチェック欄にチェックをいれる。

(受講記録)

第 5 条 指定工事事業者は、研修を受講後、研修資料の末尾に次の必要事項を記入し及び押印するものとする。

- (1) 受講日
- (2) 事業者名
- (3) 所在地
- (4) 代表者名

2 指定工事事業者は、研修資料を指定の更新申請時に提出するものとする。

(研修資料)

第 6 条 豊見城市は法令改正等があった場合は、必要に応じ研修資料を見直しするものとする。

付 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 22 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 18 日から施行する。